



SDS に記載するための 代替化学名等作成マニュアル

2026 年 3 月版



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

はじめに

SDS について、化学物質の成分名に企業の**営業秘密情報が含まれる場合**においては、**有害性が相対的に低い化学物質に限り**、通知事項のうち成分名について、**代替化学名等での通知が認められること**となりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は**実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました**。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、**直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました**。

これらの法令事項は、2026 年 4 月 1 日より施行となります。

このため、代替化学名等の設定や通知の方法等について、実例を交えた具体的なガイドラインとして本マニュアルを作成することとしました。

本マニュアルは、代替化学名等を設定していただく際の具体的な方法の一例を示したものです。参考としてご活用ください。

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

2026 年 3 月

改訂履歴

2026 年 3 月：初版公開

INDEX

基本的な考え方	1
代替化学名が認められる化学物質の範囲	3
営業秘密の定義	5
代替化学名等の設定方法	6
基本原則	6
代替化学名等の設定ステップ	7
具体的なマスキング方法	9
代替化学名等の設定事例	12
代替化学名等の通知・記録の保存等	18
SDS による代替化学名等の通知	18
記録の保存等	19
付録 母体化合物及び置換基の一般名のリスト	20
関連条文 労働安全衛生法（安衛法第 57 条の 2）	25
参考資料	26

基本的な考え方

通知対象物譲渡者等がSDSを交付等するにあたり、成分を通知することが原則ですが、有害性が相対的に低い化学物質に限り、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合には、当該成分の情報について代替化学名等による通知が認められています（法第57条の2第3項）。

[代替化学名が認められる化学物質の範囲]の条件を満たす化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合のみ、成分名の通知に代えて代替化学名等の通知が認められ、それ以外の場合には、代替化学名等の通知は認められません。なお、代替化学名等の通知が認められる場合においても、代替化学名等は譲渡・提供先に必ず通知しなければなりません。

なお、営業秘密の保護が必要な場合であっても、労働者の安全衛生を確保する観点から、代替化学名等の使用によりリスクアセスメントに必要な危険有害性情報が適切に伝達されるようにすべきとされています。

代替化学名等の通知を行う場合には、SDS上で、代替化学名等を通知した化学物質の成分の情報ごとに「営業秘密」であることを明示しなければなりません（法第57条の2第3項）。

さらに、医療上の緊急事態の場合において、医師に対して代替化学名等により通知した成分の情報を開示しなければならず（法第57条の2第5項）、医師がすぐ問合せできる緊急連絡先（業務を委託する場合には、受託者の緊急連絡先）を通知します。労働者の健康管理のために、医師が成分の情報の開示を求める場合には、目的に必要な範囲において、代替化学名等により通知した成分の情報に係る秘密が保全されることを前提として、当該成分の情報を速やかに開示します。代替名等で通知を行う場合には、自社で成分情報と代替名を紐づけるID管理など行い、問合せがあった場合に、迅速に情報開示をできる体制を整備しておくことが望まれます。

なお通知対象物譲渡者等から通知対象物について代替化学名等を設定して譲渡又は提供を受けた場合で、第三者に対し当該通知対象物を更に譲渡又は提供する場合（商社等）は、以下の（１）（２）いずれかにより、法第57条の2第1項又は第2項の規定による通知に代えることができます（法第57条の2第6項）。

（１）通知を受けた代替化学名等をもって当該通知対象物を第三者に譲渡又は提供する場合

当該第三者に対し、あらかじめ当該通知対象物の成分について、代替化学名等の通知を受けた旨を示した上で、通知を受けた代替化学名等を通知します。この場合、当該代替化学名等を設定した通知対象物譲渡者等から通知された緊急連絡先も併せて通知します。

(2) 新たに代替化学名等を設定して当該通知対象物を第三者に譲渡又は提供する場合

当該第三者に対し、当該通知対象物の成分について営業秘密であることをあらかじめ明示した上で、新たに代替化学名等を設定して、通知します。

代替化学名等の通知を行う者は、開示請求に応じるため、代替化学名等その他の情報を当該通知から5年間保存しなければなりません。当該情報の保存期間中に事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、当該情報を管轄の労働基準監督署長に引き渡す必要があります。

なお、通知対象物以外の物質についても、危険有害性のある物質については成分の通知に努めることとされていますが（則第24条の15）、当該成分が営業秘密に該当する場合には、本マニュアルを準用して代替化学名等を通知することができます。

代替化学名が認められる化学物質の範囲

有害性が相対的に低い化学物質が該当します。具体的には、非開示にできる化学物質は、次の（１）～（３）の条件を全て満たす物質であり、「労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」（令和 8 年厚生労働省告示第 42 号）に規定する化学物質が対象となります。

（１）法令で個別の対応が義務付けられている物質等に該当しない

- ① ４－ジクロロ－２－ブテン、鉛、１，３－ブタジエン、１，３－プロパンスルホン、硫酸ジエチル、特別規則（特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則）の適用対象物質
- ② 濃度基準値設定物質（則第 577 条の 2 第 2 項に基づき厚生労働大臣が定める物）
- ③ 皮膚等障害化学物質等（則第 594 条の 2）

（２）一定の有害性を有する物質に該当しない

一定の有害性を有する物質に該当するかどうかの判断は、国及び事業者が行う GHS 分類のいずれかの結果に基づき判断します。以下に該当するものは非開示とはできません。

- ① 生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性 有害性が区分されているもの
※当該物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを除く。
- ② 呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露）区分 1 に該当するもの
- ③ 急性毒性 区分 1、区分 2 又は区分 3 に該当するもの

（３）当該化学物質の成分の含有量について、重量パーセントが日本産業規格 Z 7 2 5 2 に定める濃度限界未満である物（濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る。）

安衛法に基づく SDS の裾切値と混合物の GHS 分類において健康有害性区分に寄与しない濃度（濃度限界）は、有害性項目によって値が異なります。SDS の裾切値以上の濃度で含まれている成分で、濃度限界未満の場合が対象となります。

なお、（２）の③に該当する物質については、混合物の急性毒性値（ATE）によって有害性区分が決定されるため、濃度限界は適用されません。

表1 混合物の健康有害性区分に寄与しない濃度と SDS の裾切値の関係

	JIS Z7252 濃度限界 又は ATE ※カットオフ値の規定はなし	安衛法に基づく SDS の裾切値
急性毒性	区分1～4 ATE は、JIS に記載のとおり	1%
皮膚腐食性/刺激性	● 加成方式が適用できる場合 区分1：5% 区分2：10% ● 加成方式が適用できない場合 酸、塩基、その他の皮膚腐食性（区分1）：1% その他の皮膚刺激性（区分2）：3%	1%
目に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	● 加成方式が適用できる場合 区分1：3% 区分2：10% ● 加成方式が適用できない場合 酸、塩基、その他の眼に対する重篤な損傷性(区分1)：1% その他の眼刺激性（区分2）：3%	1%
呼吸器感作性または皮膚 感作性	呼吸器感作性区分1（固体及び液体）：1% 呼吸器感作性区分1（気体）：0.2% 皮膚感作性区分1：1%	0.1%
生殖細胞変異原性	区分1：0.1% 区分2：1%	区分1：0.1% 区分2：1%
発がん性	区分1：0.1% 区分2：1%	0.1%
生殖毒性	区分1：0.3% 区分2：3%	0.1%
特定標的臓器毒性 （単回ばく露）	区分1：10% 区分2：10% 区分3：加成方式で20%	1%
特定標的臓器毒性 （反復ばく露）	区分1：10% 区分2：10%	1%
誤えん有害性	区分1：加成方式で10%	1%

例) N-ニトロソジフェニルアミン 含有率 0.5%

N-ニトロソジフェニルアミン (CASRN: 86-30-6) の政府 GHS 分類における健康に対する有害性は、以下のとおりです。

●健康に対する有害性

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2B
発がん性	区分 2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2 (全身毒性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2 (膀胱)

区分 2 の発がん性物質の成分を 1%以上含む場合には、混合物の発がん性分類が区分 2 となりますが、区分 2 の発がん性物質の成分が 0.1%以上～1%未満の間の場合には、濃度限界未満であるため、混合物の健康有害性区分に寄与しません。

本物質は、法令で個別の対応が義務付けられている物質等にも該当せず、かつ発がん性区分 2 であるものの濃度限界未満のため、代替化学名等による通知が認められる化学物質となります。

営業秘密の定義

秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって、公然と知られていないものである場合が該当します（安衛法第 57 条の 2 第 3 項）。

営業秘密の定義としては、次の全てを満たすものが該当します。

- ① 情報が公開されていないこと
- ② 譲渡・提供者が、情報が公開されないように合理的な手段をとっていること
- ③ 開示によって譲渡・提供者に財産上の損失又は当該者の競合相手に財産上の利益を与えること

代替化学名等の設定方法

基本原則

代替化学名等は、名称の4要素のいずれか一つを置き換え又は削除¹（以下「マスキング」という。）することで設定します。

- ① 母体化合物の構造
- ② 対イオンの構造及び数
- ③ 立体異性体の情報
- ④ 母体化合物又は他の置換基に結合する置換基の構造、数及び位置

ただし、構造が比較的単純である等の理由で、1要素のみの置き換え又は削除では成分の情報が特定されるおそれがある場合は、2要素までのマスキングが認められています。

2要素マスキングを行ってもなお、当該代替化学名に該当する構造を有する代替化学名等対象物質の種類が少ない等の理由により、化学物質の成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、**当該成分に関する人体に及ぼす作用に関する情報をすべて通知**することで、代替名の通知に代えることができます。

なお、代替名の決定に当たっては、代替名と有害性の関連性が分かるようにすることが望ましいとされています。代替化学名の使用により**危険性及び有害性が労働者に正しく伝達されないおそれがある場合には、代替化学名の使用を避け、可能な範囲で正確な化学物質の成分の情報を通知**するように努めることとされています。代替化学名の設定は、**労働者の安全衛生の確保と営業秘密の保護を両立させる観点から運用**することが重要です。

なお、代替化学名等の設定方法は、参考資料に示す諸外国の代替名作成に関する資料等を参考に作成されています。

¹ 置換位置番号や母体化合物の置換基の位置番号については削除、その他の情報については一般名への置換を原則とします。

代替化学名等の設定ステップ

以下のステップに沿って、設定を実施します。

STEP 1：名称の選択

まず NITE CHRIP 等を活用し、化学物質の名称（IUPAC 名称等）を特定します。この際に、物質の同定が困難な慣用名や商品名は除外します。なお、「石油ナフサ」のように分子構造によって命名された名称ではない場合には、本マニュアルは適用できません。

「ケイ酸テトラエチルと（アセチルオキシ）ジブチルスズ酢酸塩との反応生成物」のように構造が完全には定義されていない物質であっても、構成要素である「ケイ酸テトラエチル」及び「（アセチルオキシ）ジブチルスズ酢酸塩」の構造が明確に特定できる場合には、本マニュアルを適用できます。

STEP 2：対象要素の特定

まず名称の 4 要素（①母体化合物の構造／②対イオン構造・数／③立体異性体／④置換基構造・数・位置）を確認します。

名称の 4 要素のうち、危険性（自己反応性／爆発性等）や有害性に関連した官能基・構造（アゾ基、イソシアネート等）や有害性が知られている重金属等、マスキングすると危険有害性情報が正しく伝達されない要素を特定します。これらについては、マスキングは望ましくありません。

その後、上記を除いた要素のうち、秘匿の必要性が最も高い要素を特定します。

STEP 3：1 要素目のマスキング

STEP 2 で選択した秘匿の必要性が最も高い要素のうち、マスキングによって特定可能性を最も低くできる要素を 1 つ選び、マスキングを行います。

STEP 4：2 要素目のマスキング

STEP 3 でマスキングした名称を確認し、構造が比較的単純である等の理由で、特定可能性が高い場合は、2 要素目のマスキングを行います。

STEP 5：人体に及ぼす作用による通知

代替化学名について、化学物質の成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、当該成分に関する人体に及ぼす作用に関する情報を可能な限り通知します。

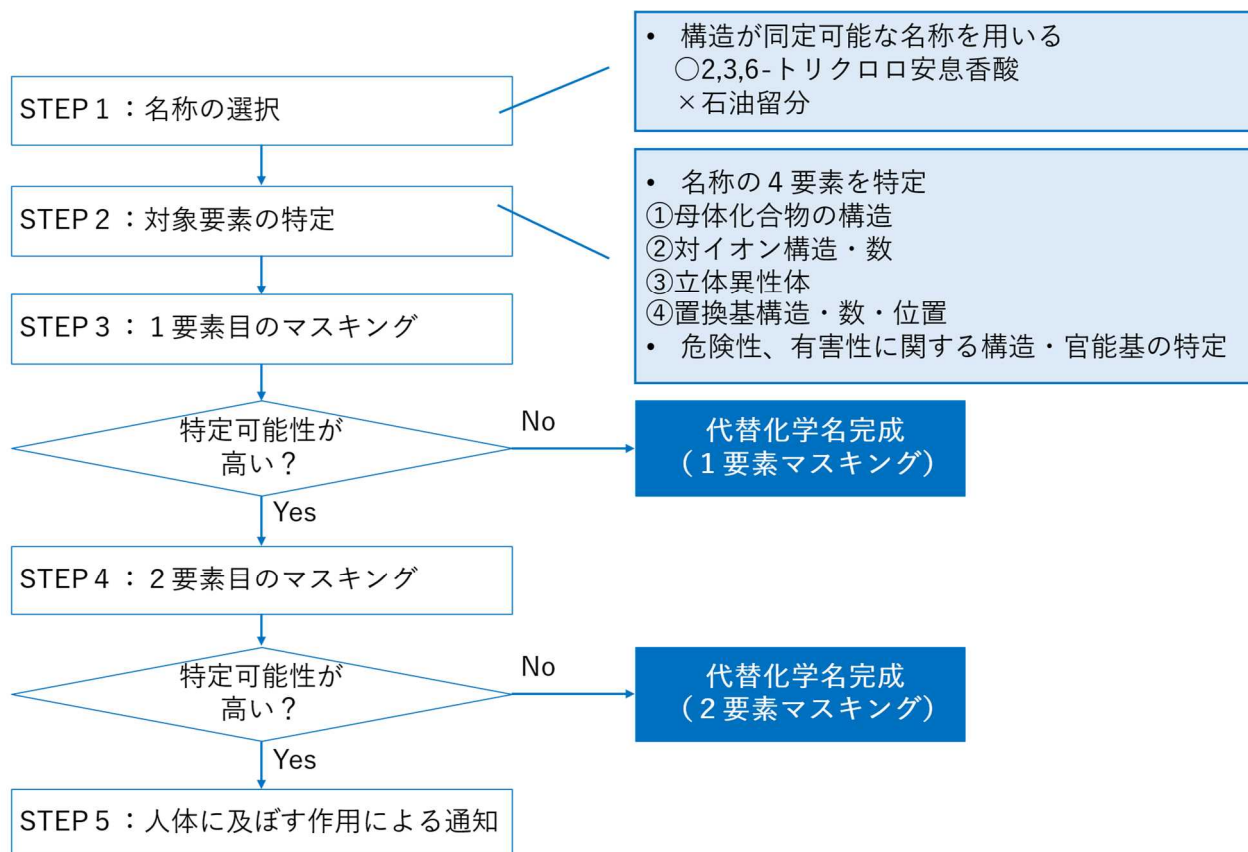


図 代替化学名等の設定フロー

具体的なマスキング方法

①母体化合物のマスキング

母体化合物は、一般に単結合、二重結合または三重結合をもつ炭素鎖、または 1 つ以上の縮合環からなる環系の場合、以下の用語のいずれかを用いてマスキングできます。下記以外の場合については、[付録 母体化合物及び置換基の一般名のリスト]を参考に、適切な置換後の名称を選択します。

設定後	設定前（例）
アルカン／アルキル	オクタデカン、オクタデカニル
アルケン／アルケニル	エテン、エテニル
アルキン／アルキニル	アセチレン、エチニル、プロピン、1-プロピニル、2-プロピニル
アレーン／アリール	ベンゼン、フェニル
脂環式	シクロヘキサン、シクロヘキシル、シクロヘキセン、シクロヘキセニル
多環式	ナフタレン、ナフチル、スピロウンデカン、スピロウンデカニル
単環式複素環	チオフェン、チエニル、モルホリン、モルホリニル
多環式複素環	キノリン、キノリル、キサンテン、キサントニル

なお、母体化合物は、1 つ、または同一の母体化合物が複数回出現する場合に限ってマスキングでき、追加の母体化合物のマスキングは複数要素の置き換えと見なされます。

また、無機化合物の場合には、「金属」「遷移金属」「アルカリ金属」「アルカリ土類金属」「半金属」などのより一般的な用語に置き換えることで秘匿できます。2 種類以上の金属原子の場合には、「混合金属」に置き換えることで秘匿できます。この際に、**有害性が知られている重金属等のマスキングは、望ましくありません。**

②対イオンの構造及び数のマスキング

対イオンの構造及び数は以下の用語を参考にマスキングできます。ハロゲンについては、秘匿性の必要がある場合に、以下のようにハロゲン化物として記載することができます。

金属塩の場合、アルカリ金属及びアルカリ土類金属のみマスキングすることができます。

設定後	設定前（例）
ハロゲン化物	フッ化物、塩化物
アルカリ金属	ナトリウム、カリウム
アルカリ土類金属	カルシウム、マグネシウム

事例

- 2-クロルエチルトリメチルアンモニウムクロリド
⇒ 2-クロルエチルトリメチルアンモニウムハロゲン化物
- タングステン酸ナトリウム ⇒ タングステン酸アルカリ金属

③立体異性体の情報のマスキング

立体異性体（光学異性体、幾何異性体）は以下の用語を参考にマスキングできます。

設定後	設定前（例）
立体異性体	R・S、D・L、シス・トランス、E・Z

事例

- (Z)-3-ヘキセン-1-オール ⇒ 立体異性体-3-ヘキセン-1-オール
- D-マンニトール=ヘキサニトラート ⇒ マンニトール=ヘキサニトラート

④置換基のマスキング

置換基のマスキングは以下の(a)～(c)いずれかの方法で行います。

(a) 置換基の構造のマスキング

官能基が母体構造または他の化学基に結合している場合、[付録 母体化合物及び置換基の一般名のリスト]を参考に、適切な置換後の名称を選択します。ハロゲン（フッ素、塩素、臭素、ヨウ素）については、秘匿性の必要がある場合に、以下のようにハロゲンとして記載することができます。

また、アミノ、ヒドロキシのように一般名がないもので、化学物質の爆発性や有害性など安全性に影響のない官能基については[置換基]としてマスキングすることができます。

設定後	設定前（例）
ハロ	フルオロ、クロロ
置換基	アミノ、ヒドロキシ（一般名がないもの）

なお、自己反応性／爆発性等に関連した官能基の場合には、危険有害性情報伝達の観点から、マスキングは望ましくありません。

アゾ基、ジアゾ基、アジド基、アゾニウム基、ヒドラジド基、ニトロ基（またはニトロソ基）、有機過酸化物

その他、有機化合物における爆発性を示す可能性のある基（グループ）として、以下が知られています。

- ・ C-金属、N-金属結合（例：グリニャール試薬、オルガノリチウム化合物）
- ・ 隣接する窒素原子を有する構造（例：アジ化物、脂肪族アゾ化合物、ジアゾニウム塩、ヒドラジン、スルホニルヒドラジド）
- ・ 隣接する酸素原子を有する構造（例：過酸化物、オゾニド）
- ・ N-O 結合を有する構造（例：ヒドロキシルアミン、硝酸塩、ニトロ化合物、ニトロソ化合物、N-オキシド、1,2-オキサゾール）
- ・ N-ハロゲン結合（例：クロラミン、フルオロアミン）
- ・ O-ハロゲン結合（例：塩素酸塩、過塩素酸塩、ヨードシル化合物）

(b) 置換基の数の接頭辞のマスキング

単一の置換基の場合には、下記のように接頭辞をマスキングすることができます。

設定後	設定前（例）
クロロプロパン	<u>モノ</u> クロロプロパン

また同一の化学基が複数存在する場合には、下記のように接頭辞をマスキングすることができます。

設定後	設定前（例）
<u>ポリ</u> アミノ	<u>ジ</u> アミノ
ヒドロキシ	<u>トリ</u> ヒドロキシ

(c) 置換位置番号・母体化合物の置換基の位置番号のマスキング

置換位置番号や母体化合物の置換基の位置番号については、下記のようにマスキングすることができます。

設定後	設定前（例）
ジブロモエタン	<u>1, 2</u> -ジブロモエタン
ジエチルベンゼン	<u>1, 2</u> -ジエチルベンゼン

代替化学名等の設定事例

事例における有害性情報等は、2025 年 12 月 1 日時点の情報に基づきます。

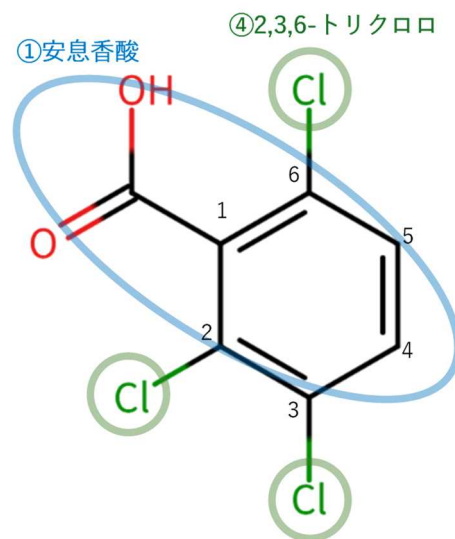
事例 1：2,3,6-トリクロロ安息香酸

STEP 1：名称の選択

2,3,6-トリクロロ安息香酸 (CASRN: 50-31-7) は、IUPAC 名称であるため、当該名称を採用する。

STEP 2：対象要素の特定

要素	確認結果
① 母体化合物の構造	安息香酸
② 対イオン構造・数	なし
③ 立体異性体	なし
④ 置換基構造・数・位置	2,3,6-トリクロロ



STEP 3：1 要素目のマスキング

① 母体化合物の構造

2,3,6-トリクロロ安息香酸 ⇒ 2,3,6-トリクロロ芳香族酸

※付録 母体化合物及び置換基の一般名のリスト：607 有機酸類及びその誘導体⇒芳香族酸

④ 置換基構造・数・位置

置換基の構造	● 2,3,6-トリクロロ安息香酸 ⇒ 2,3,6-トリハロ安息香酸
置換基の数の接頭辞	● 2,3,6-トリクロロ安息香酸 ⇒ 2,3,6-ポリクロロ安息香酸
置換位置番号・母体化合物の置換基の位置番号	● 2,3,6-トリクロロ安息香酸 ⇒ トリクロロ安息香酸

STEP 4：2 要素目のマスキング

STEP 3 でマスキングした名称を確認し、特定可能性が高い場合は、2 要素目を組み合わせてマスキングを行う。

2,3,6-トリクロロ安息香酸 ⇒ トリクロロ芳香族酸

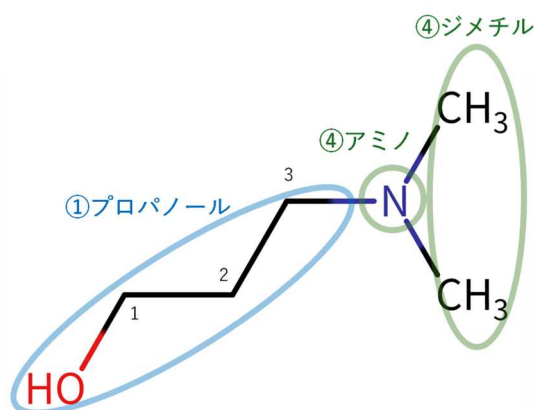
事例 2 : 3-(ジメチルアミノ)プロパノール

STEP 1 : 名称の選択

3-(ジメチルアミノ)プロパノール (CASRN: 3179-63-3) は、IUPAC 名称であるため、当該名称を採用する。

STEP 2 : 対象要素の特定

要素	確認結果
① 母体化合物の構造	プロパノール
② 対イオン構造・数	なし
③ 立体異性体	なし
④ 置換基構造・数・位置	ジメチル、アミノ



STEP 3 : 1 要素目のマスキング

① 母体化合物の構造

● 3-(ジメチルアミノ)プロパノール ⇒ 3-(ジメチルアミノ)アルカノール

④ 置換基構造・数・位置

置換基の構造	● 3-(ジメチルアミノ)プロパノール ⇒ 3-(ジアルキルアミノ)プロパノール ※アミノは一般名がないため[置換基]として置換することも可能ですが、有害性情報が伝わりにくくなるため、望ましくありません。
置換基の数の接頭辞	● 3-(ジメチルアミノ)プロパノール ⇒ 3-(ポリメチルアミノ)プロパノール
置換位置番号・母体化合物の置換基の位置番号	● 3-(ジメチルアミノ)プロパノール ⇒ ジメチルアミノプロパノール

STEP 4 : 2 要素目のマスキング

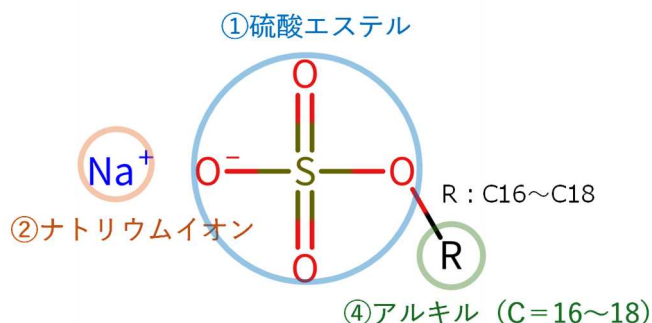
STEP 3 でマスキングした名称を確認し、特定可能性が高い場合は、2 要素目を組み合わせてマスキングを行う。

3-(ジメチルアミノ)プロパノール ⇒ ジメチルアミノアルカノール

事例 3：アルキル（C = 16～18）硫酸エステルナトリウム

STEP 1：名称の選択

アルキル（C = 16～18）硫酸エステルナトリウム（CASRN: 68955-20-4）は、構造不定物質ですが、部分的な構造の特定が可能であるため、当該名称を採用する。



STEP 2：対象要素の特定

要素	確認結果
① 母体化合物の構造	硫酸エステル
② 対イオン構造・数	ナトリウムイオン
③ 立体異性体	なし
④ 置換基構造・数・位置	アルキル（C=16～18）

STEP 3：1 要素目のマスキング

① 母体化合物の構造

硫酸エステルが、界面活性剤としての性質・有害性を特徴づける重要な構造であると考えられる場合には、マスキングの対象としないことが望ましい。

② 対イオン構造・数

- アルキル（C = 16～18）硫酸エステルナトリウム
⇒ アルキル（C = 16～18）硫酸エステルアルカリ金属

④ 置換基構造・数・位置

置換基の構造	● <u>アルキル（C = 16～18）硫酸エステルナトリウム</u> ⇒ <u>アルキル</u>硫酸エステルナトリウム
--------	--

STEP 4：2 要素目のマスキング

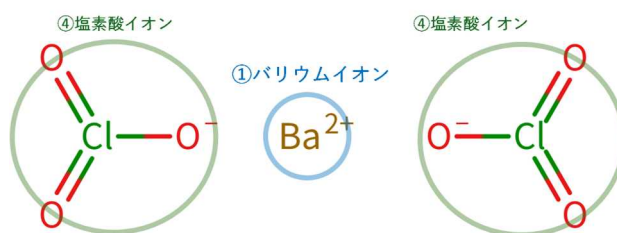
STEP 3でマスキングした名称を確認し、特定可能性が高い場合は、2 要素目を組み合わせてマスキングを行う。

- アルキル（C = 16～18）硫酸エステルナトリウム
⇒ アルキル硫酸エステルアルカリ金属

事例 4：塩素酸バリウム

STEP 1：名称の選択

塩素酸バリウム（CASRN: 13477-00-4）は、IUPAC 名称であるため、当該名称を採用する。



STEP 2：対象要素の特定

要素	確認結果
① 母体化合物の構造	バリウムイオン
② 対イオン構造・数	塩素酸イオン
③ 立体異性体	なし
④ 置換基構造・数・位置	なし

STEP 3：1 要素目のマスキング

① 母体化合物の構造

● 塩素酸バリウム ⇒ 塩素酸アルカリ土類金属

② 対イオン構造・数

有害性情報が伝わりにくくなると考えられる場合には、塩素酸イオンをマスキングの対象としないことが望ましい。

STEP 4：2 要素目のマスキング

有害性情報が伝わりにくくなると考えられる場合には、塩素酸イオンをマスキングの対象としないことが望ましい。

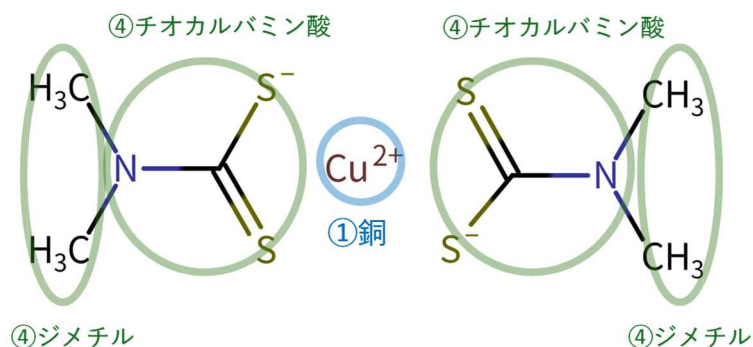
STEP 5：人体に及ぼす作用による通知

塩素酸アルカリ土類金属は、塩素酸カルシウム、塩素酸バリウムなど対象物質が限定されており、特定可能性が高いため、人体に及ぼす作用に関する情報をすべて通知することで、代替名の通知を行った。

事例 5：ジメチルジチオカルバミン酸銅

STEP 1：名称の選択

ジメチルジチオカルバミン酸銅 (CASRN: 137-29-1) は、当該物質の構造を明確に示す名称であるため、当該名称を採用する。



STEP 2：対象要素の特定

要素	確認結果
① 母体化合物の構造	銅イオン
② 対イオン構造・数	なし
③ 立体異性体	なし
④ 置換基構造・数・位置	ジチオカルバミン酸、ジメチル

STEP 3：1要素目のマスキング

① 母体化合物の構造

● ジメチルジチオカルバミン酸銅 ⇒ ジメチルジチオカルバミン酸遷移金属

④ 置換基構造・数・位置

置換基の構造	● <u>ジメチル</u>ジチオカルバミン酸銅 ⇒ <u>ジアルキル</u>ジチオカルバミン酸銅 ※チオカルバミン酸は一般名がないため[置換基]として置換することも可能であるが、有害性情報が伝わりにくくなると考えられる場合には、マスキングの対象としないことが望ましい。
置換基の数の接頭辞	● <u>ジメチル</u>ジチオカルバミン酸銅 ⇒ <u>メチル</u>ジチオカルバミン酸銅 ● <u>ジメチル</u>ジチオカルバミン酸銅 ⇒ <u>ジメチル</u>チオカルバミン酸銅

STEP 4：2要素目のマスキング

STEP 3でマスキングした名称を確認し、特定可能性が高い場合は、2要素目を組み合わせてマスキングを行う。

● ジメチルジチオカルバミン酸銅
⇒ ジアルキルジチオカルバミン酸遷移金属

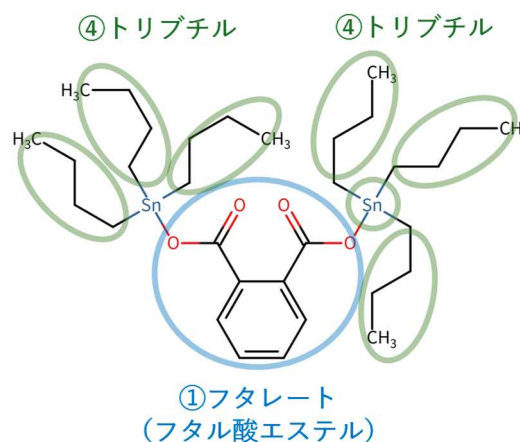
事例 6：ビス（トリブチルスズ）＝フタラート

STEP 1：名称の選択

ビス（トリブチルスズ）＝フタラート（CASRN: 4782-29-0）は、当該物質の構造を明確に示す名称であるため、当該名称を採用する。

STEP 2：対象要素の特定

要素	確認結果
① 母体化合物の構造	フタラート（フタル酸エステル）
② 対イオン構造・数	なし
③ 立体異性体	なし
④ 置換基構造・数・位置	トリブチル、スズ



STEP 3：1 要素目のマスキング

① 母体化合物の構造

フタラート（フタル酸エステル）が、有害性を特徴づける重要な構造であると考えられる場合には、マスキングの対象としないことが望ましい。

④ 置換基構造・数・位置

置換基の構造	● ビス（<u>トリブチルスズ</u>）＝フタラート ⇒ ビス（トリアルキルスズ）＝フタラート ※スズは、有害性を特徴づける重要な金属であるため、マスキングの対象としない
置換基の数の接頭辞	● ビス（<u>トリブチルスズ</u>）＝フタラート ⇒ ビス（ブチルスズ）＝フタラート ● <u>ビス</u>（トリブチルスズ）＝フタラート ⇒ トリブチルスズ＝フタラート

STEP 4：2 要素目のマスキング

フタラート（フタル酸エステル）が、有害性を特徴づける重要な構造であると考えられる場合には、マスキングの対象としないことが望ましい。

代替化学名等の通知・記録の保存等

SDS による代替化学名等の通知

代替化学名等の通知を行う場合、SDS 上で、代替化学名等を通知した化学物質の成分の情報ごとに「営業秘密」であることを明示しなければなりません。

成分名が営業秘密による非開示の対象となる場合の含有量の表示は、安衛則第 34 条の 2 の 6 で規定される方法（原則 10% 刻みで記載し、譲渡・提供先から要望があった場合は、さらに詳細の情報の開示を行う方法）とします。

また代替化学名等の通知を行う者は、当該化学物質による健康障害が生じた場合に、医師等が代替化学名等により通知した成分の情報の開示を求めるための緊急連絡先を、当該化学物質の譲渡提供先に通知します。

SDS の記載事例

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称：○△塗料

会社名：○○○○株式会社

住所：東京都△△区△△町△丁目△△番地

電話番号：03-1234-5678

電子メールアドレス：連絡先@検セ.or.jp

緊急連絡先電話：03-xxxx-xxxx（24 時間対応）

（略）

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

濃度又は濃度範囲：

成分名	CASRN	含有量%
1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6	20%
1, 2, 4-トリクロロベンゼン	120-82-1	8%
トリハロベンゼン（営業秘密）ID-001※	営業秘密	1-10%
トリハロベンゼン（営業秘密）ID-002※	営業秘密	1-10%
（営業秘密）ID-003※	営業秘密	1-10%

代替化学名による表示例

有害性情報による表示例

※緊急時にお問合せいただく場合には、ID をお伝えください。

営業秘密（ID-003）の成分の危険有害性情報は以下のとおり。

- ・急性毒性：区分 4

記録の保存等

代替化学名等の通知を行う場合には、開示請求に応じるため、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録し、当該通知から5年間保存しなければなりません（安衛法第57条の2第4項及び第103条第4項関係）。

記録内容の例

製品名	
製品コード	
SDS バージョン	
非開示とする 成分の名称	
CAS 番号	
非開示要件	☐ 代替化学名が認められる化学物質に該当する ☐ 営業秘密の定義に該当する
1 段階マスキング	☐ ①母体化合物の構造 ☐ ②対イオン構造・数 ☐ ③立体異性体 ☐ ④置換基構造・数・位置
マスキング後の名称	
2 段階マスキング	☐ ①母体化合物の構造 ☐ ②対イオン構造・数 ☐ ③立体異性体 ☐ ④置換基構造・数・位置
マスキング後の名称	
代替化学名	
通知方法	☐ 代替化学名を通知 ☐ 人体に及ぼす作用に関する情報を通知
備考	

付録 母体化合物及び置換基の一般名のリスト

EU における命名法「Lexicon guide for establishing the alternative designations (generic names)」の表の一部を引用している。

No	ファミリー／サブファミリー
001	水素化合物 水素化物
002	ヘリウム化合物
003	リチウム化合物
004	ベリリウム化合物
005	ホウ素化合物 ボラン類 ホウ酸塩
006	炭素化合物 カルバミン酸塩（カルバメート） 無機炭素化合物 シアン化水素の塩 尿素及びその誘導体
007	窒素化合物 4 級アンモニウム化合物 酸性窒素化合物 硝酸塩 亜硝酸塩
008	酸素化合物
009	フッ素化合物 無機フッ化物
010	ネオン化合物
011	ナトリウム化合物
012	マグネシウム化合物 有機金属マグネシウム誘導体
013	アルミニウム化合物 有機金属アルミニウム誘導体
014	ケイ素化合物 シリコーン ケイ酸塩
015	リン化合物 酸性リン化合物 ホスホニウム化合物 リン酸エステル リン酸塩 亜リン酸塩 ホスホルアミド及びその誘導体
016	硫黄化合物 酸性硫黄化合物 メルカプタン（チオール） 硫酸塩

No	ファミリー／サブファミリー
	亜硫酸塩
017	塩素化合物 塩素酸塩 過塩素酸塩
018	アルゴン化合物
019	カリウム化合物
020	カルシウム化合物
021	スカンジウム化合物
022	チタン化合物
023	バナジウム化合物
024	クロム化合物 六価クロム化合物
025	マンガン化合物
026	鉄化合物
027	コバルト化合物
028	ニッケル化合物
029	銅化合物
030	亜鉛化合物 有機金属亜鉛誘導体
031	ガリウム化合物
032	ゲルマニウム化合物
033	ヒ素化合物
034	セレン化合物
035	臭素化合物
036	クリプトン化合物
037	ルビジウム化合物
038	ストロンチウム化合物
039	イットリウム化合物
040	ジルコニウム化合物
041	ニオブ化合物
042	モリブデン化合物
043	テクネチウム化合物
044	ルテニウム化合物
045	ロジウム化合物
046	パラジウム化合物
047	銀化合物
048	カドミウム化合物
049	インジウム化合物
050	スズ化合物 有機金属スズ誘導体
051	アンチモン化合物
052	テルル化合物
053	ヨウ素化合物
054	キセノン化合物
055	テルル化合物

No	ファミリー／サブファミリー
056	ヨウ素化合物
057	キセノン化合物
058	セリウム化合物
059	プラセオジウム化合物
060	ネオジウム化合物
061	プロメチウム化合物
062	サマリウム化合物
063	ユウロピウム化合物
064	ガドリニウム化合物
065	テルビウム化合物
066	ジスプロシウム化合物
067	ホルミウム化合物
068	エルビウム化合物
069	ツリウム化合物
070	イッテルビウム化合物
071	ルテチウム化合物
072	ハフニウム化合物
073	タンタル化合物
074	タングステン化合物
075	レニウム化合物
076	オスミウム化合物
077	イリジウム化合物
078	白金化合物
079	金化合物
080	水銀化合物 有機金属水銀誘導体
081	タリウム化合物
082	鉛化合物 有機金属鉛誘導体
083	ビスマス化合物
084	ポロニウム化合物
085	アスタチン化合物
086	ラドン化合物
087	フランシウム化合物
088	ラジウム化合物
089	アクチニウム化合物
090	トリウム化合物
091	プロトアクチニウム化合物
092	ウラン化合物
093	ネプツニウム化合物
094	プルトニウム化合物
095	アメリシウム化合物
096	キュリウム化合物
097	バークリウム化合物
098	カリホルニウム化合物

No	ファミリー／サブファミリー
099	アインスタイニウム化合物
100	フェルミウム化合物
101	メンデレビウム化合物
102	ノーベリウム化合物
103	ローレンシウム化合物
601	炭化水素 脂肪族炭化水素 芳香族炭化水素 脂環式炭化水素 多環芳香族炭化水素（PAH）
602	ハロゲン化炭化水素 ハロゲン化脂肪族炭化水素 ハロゲン化芳香族炭化水素 ハロゲン化脂環式炭化水素
603	アルコール類及びその誘導体 脂肪族アルコール 芳香族アルコール 脂環式アルコール アルカノールアミン エポキシ誘導体 エーテル類 グリコールエーテル グリコール及びポリオール
604	フェノール類及びその誘導体 ハロゲン化フェノール誘導体
605	アルデヒド類及びその誘導体 脂肪族アルデヒド 芳香族アルデヒド 脂環式アルデヒド 脂肪族アセタール 芳香族アセタール 脂環式アセタール
606	ケトン類及びその誘導体 脂肪族ケトン 芳香族ケトン（キノン類を含む） 脂環式ケトン
607	有機酸類及びその誘導体 脂肪族酸 ハロゲン化脂肪族酸 芳香族酸 ハロゲン化芳香族酸 脂環式酸 ハロゲン化脂環式酸 脂肪族酸無水物 ハロゲン化脂肪族酸無水物 芳香族酸無水物

No	ファミリー／サブファミリー
	ハロゲン化芳香族酸無水物 脂環式酸無水物 ハロゲン化脂環式酸無水物 脂肪族酸塩 ハロゲン化脂肪族酸塩 芳香族酸塩 ハロゲン化芳香族酸塩 脂環式酸塩 ハロゲン化脂環式酸塩 脂肪族酸エステル ハロゲン化脂肪族酸エステル 芳香族酸エステル ハロゲン化芳香族酸エステル 脂環式酸エステル ハロゲン化脂環式酸エステル グリコールエーテルエステル アクリレート メタクリレート ラクトン アシルハロゲン化物
608	ニトリル類及びその誘導体
609	ニトロ化合物
610	クロルニトロ化合物
611	アゾキシ化合物及びアゾ化合物
612	アミン化合物 脂肪族アミン及びその誘導体 脂環式アミン及びその誘導体 芳香族アミン及びその誘導体 アニリン及びその誘導体 ベンジジン及びその誘導体
613	複素環式塩基及びその誘導体 ベンズイミダゾール及びその誘導体 イミダゾール及びその誘導体 ピレスリン様化合物（ピレスロイド） キノリン及びその誘導体 トリアジン及びその誘導体 トリアゾール及びその誘導体
614	配糖体及びアルカロイド アルカロイド及びその誘導体 配糖体及びその誘導体
615	シアン酸塩及びイソシアネート シアン酸塩（シアネート） イソシアネート
616	アミド類及びその誘導体 アセトアミド及びその誘導体 アニリド

関連条文 労働安全衛生法（安衛法第 57 条の 2）

（文書の交付等）

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者（次項、第三項及び第九項並びに第百条第一項において「通知対象物譲渡者等」という。）は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

（略）

- 2 通知対象物譲渡者等は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。
- 3 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する第一項第二号の成分（労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。）の情報が、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であつて、公然と知られていないものである場合には、その旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項（以下「代替化学名等」という。）を定め、これを通知することをもつて前二項の規定による通知に代えることができる。
- 4 前項の規定に基づき代替化学名等の通知を行つた者（次項及び第百三条第四項において「代替化学名等通知者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。
- 5 代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならない。
- 6 第三項の規定により通知対象物の成分について代替化学名等を通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することをもつて第一項又は第二項の規定による通知に代えることができる。この項の規定により代替化学名等を通知された者についても、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、第一項及び第二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 8 厚生労働大臣は、第三項及び第六項の代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

参考資料

- ・ 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/aneiyou/index_00001.html
https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000057/20270401_507AC0000000033
- ・ 【関連通達等】 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について（令和 7 年 5 月 14 日付け基発 0514 第 1 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001497674.pdf>
- ・ 【リーフレット】 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001513749.pdf>
- ・ 令和 6 年度「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_42999.html
- ・ ECHA (2025) Dissemination and Confidentiality under the REACH Regulation
https://echa.europa.eu/documents/10162/1804633/manual_dissemination_en.pdf/7e0b87c2-2681-4380-8389-cd655569d9f0?t=1706521287566
- ・ Directive 1999/45/EC of the European Parliament and of the Council of 31 May 1999 concerning the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to the classification, packaging and labelling of dangerous preparations [Lexicon guide for establishing the alternative designations (generic names)]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A01999L0045-20130701>
- ・ 韓国産業安全保健研究院 대체 화학물질명칭(Lexicon guide 적용) 및 함유량 작성 기준 안내서)
<https://msds.kosha.or.kr/msds/BB00400M01.do?nttId=74>